

第55回秋田市都市計画審議会議事要旨

開催の日時	令和5年11月13日（月） 午前10時から午前10時30分まで
開催の場所	秋田市役所 5階 第3・第4委員会室
委員の定数	20人
出席委員	15人
議 事	議案第1号 秋田都市計画土地区画整理事業の変更（秋田市決定） 新屋地区土地区画整理事業
審 議 日 程	1 開 会 2 委員紹介、委員出席状況報告 3 会長あいさつ 4 公開・非公開の審議 5 議事録署名委員の選出 6 議 事 7 その他 8 閉 会

議 事 要 旨

議案第 1 号 秋田都市計画土地区画整理事業の変更（秋田市決定） 新屋地区土地区画整理事業

- | | |
|-----|--|
| 会 長 | 議案第 1 号について、幹事から説明を願う。 |
| 幹 事 | （説明） |
| 会 長 | ただいまの説明に対し、質問等はあるか。 |
| 委 員 | 都市計画変更の手順に従って、住民に対して説明会および縦覧を行い、反対の意見がなかったということなので、この議案に対して異議はない。 |
| 委 員 | 今回の議案に対して異議はないが、昭和 29 年に決定されたものが現在に至るまで事業を実施していなかったのは何故か。 |
| 幹 事 | 事業を行わなかった理由については、様々な土地区画整理事業を予算の範囲内で順番に実施しており、1 事業につき 10 年から 20 年かかるため、本土地区画整理事業に着手することができなかった。
また、国の技術的助言である都市計画運用指針では、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえて見直しするよう示されており、それに従って見直しを進めている。
なお、土地区画整理事業については、都市計画決定の権限が平成 24 年に市に移譲されたため、その後、市で見直しを進めている。 |
| 会 長 | 道路の場合、都市計画決定から事業に着手するまでの期間に、市民が計画区域内で建築行為を行う場合もあり、その場合は許可申請が必要となる。その後、事業に着手する際、住民には別の場所へ移っていただくことになる。土地区画整理事業の場合も同様、事業に着手するまでの期間、区域内での建築行為を禁止することもできないため、一定程度の住宅の整備が進んだという状況である。 |
| 委 員 | 新屋地区土地区画整理事業の都市計画決定時、複数の地区で並行して都市計画決定を行ったのか。また、土地区画整理事業に着手する順番はどのように決定されているのか。 |
| 幹 事 | 全ての土地区画整理事業が一度に都市計画決定されたわけではない。昭和 29 年に複数の都市計画決定を行い、その後、別の地区で土地区画整理事業の都市計画を決定している。 |

幹 事	着手する順番については、本市では 10 年ごとに秋田市総合都市計画を定めており、その中で検討を行い、区画整理を実施する方針を決定し、その方針に基づいて事業を実施する。昭和 56 年に策定した第 3 次秋田市総合都市計画では、骨格道路網、混雑緩和およびバス路線の整備等を優先的に進めるため、未整備となっている重要な骨格道路を含む地区を選定し、優先的に事業を進める方針としていた。新屋地区土地区画整理事業には該当する骨格道路が含まれていなかった。
委 員	新屋地区土地区画整理事業の施行区域は何に基づいて決定されたのか。
幹 事	都市計画を決定した昭和 29 年時点での地形等を考慮し、区域を決定した。
委 員	新屋駅の西側が計画区域となっているが、東側は開発行為により発展していることから、新屋駅を含め、土地区画整理事業の区域に含めて進めるべきだったのではないか。
幹 事	土地区画整理事業の計画区域は、開発行為を限定するための区域ではなく、東側の開発行為は、不足していた住宅需要に対応するために行われたものと認識している。
会 長	ほかに質問、意見はないか。 ないようなので、これより議決に移る。 案に対する特段の意見がないので、議案第 1 号については、異議なしとしてよろしいか。
委 員	(異議なし)
会 長	それでは、議案第 1 号については、案に対して異議がない旨を答申する。

これは、令和 5 年 1 1 月 1 3 日に開催された第 5 5 回秋田市都市計画審議会の議事要旨である。